



佐賀県公報

平成17年
11月11日
(金曜日)
第 12680号

佐賀県知事 古川 康

（◎印は、県例規集に登載するもの）

目次

規則

◎佐賀県建築計画概要書閲覧規則の一部を改正する規則 (一三四・建築住宅課) 一

告示

○道路の区域の変更 (五四三・道路課) 一

〃 (五四四・) 二

○道路の供用開始 (五四五・) 二

○道路の区域の変更 (五四六・) 三

○道路の供用開始 (五四七・) 三

公告

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 三

〃 () 四

公布された規則のあらまし

○佐賀県建築計画概要書閲覧規則の一部を改正する規則（規則第一三三・三四号）

1 建築計画概要書の閲覧を承認しない場合を定めることとした。（第六条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

佐賀県建築計画概要書閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月十一日

◎佐賀県規則第三百三十四号

佐賀県建築計画概要書閲覧規則の一部を改正する規則

佐賀県建築計画概要書閲覧規則（昭和四十八年佐賀県規則第六号）の一部を

次のように改正する。

第一条中「第十一条の七第四項」を「第十一条の四第三項」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2 知事は、概要書の閲覧が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。

一 ダイレクトメールその他これに類似するものの送付を目的とする場合

二 戸別訪問を目的とする場合

三 閲覧により知り得た事項により名簿その他これに類似するものを作成し、

これを頒布し、又は販売することを目的とする場合

四 その他営利を目的とすると認められる場合

別記様式中「㊦」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

◎佐賀県告示第五百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十一月十一日から平成十七年十二月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前 後の別
一般国道 四四四号	佐賀市諸富町大字為重字上下一 五六九番三地从先から 佐賀市諸富町大字為重字石塚分 一本杉一角三三八番一地从先まで	後
	佐賀市諸富町大字為重字上下一 五六九番三地从先から 佐賀市諸富町大字為重字石塚分 一本杉一角三三八番一地从先まで	前
		幅員 メートル
		延長 メートル

●佐賀県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十一月十一日から平成十七年十二月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前 後の別
県道 薬師丸佐賀 停車場線	佐賀市金立町大字薬師丸字栄地 一八三〇番二地从先から 佐賀市金立町大字薬師丸字川原 野一七三〇番一地从先まで 佐賀市兵庫町大字渕字宿東側二 六七一番地先から 佐賀市兵庫町大字渕字二本松二 七五三番二地从先まで	後
	佐賀市金立町大字薬師丸字栄地 一八三〇番二地从先から 佐賀市金立町大字薬師丸字川原 野一七三〇番一地从先まで 佐賀市兵庫町大字渕字宿東側二 六七一番地先から 佐賀市兵庫町大字渕字二本松二 七五三番二地从先まで	前
		幅員 メートル
		延長 メートル

●佐賀県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十一月十一日から平成十七年十二月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 薬師丸佐賀停車場線	佐賀市兵庫町大字洲字五本松二一八七番一地从先から 佐賀市兵庫町大字洲字五本松二五五二番一地从先まで 佐賀市金立町大字薬師丸字栄地一八三〇番二地先から 佐賀市金立町大字薬師丸字川原野一七三〇番一地从先まで 佐賀市兵庫町大字洲字宿東側二六七一番地先から 佐賀市兵庫町大字洲字二本松二七五三番二地从先まで	平成一七・一一・一一

●佐賀県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十一月十一日から平成十七年十二月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
県道 武雄白石線	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二八九番七地先から 杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二八九番二六地先まで	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二八九番七地先から 杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二八九番二六地先まで	後	一七・七 五・七	三六五・五
	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二八九番七地先から 杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二八九番二六地先まで	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二八九番七地先から 杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二八九番二六地先まで	前	一四・二 五・二	三六九・九

●佐賀県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十一月十一日から平成十七年十二月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄白石線	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二八九番七地先から 杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二八九番二六地先まで	平成一七・一一・一一

○ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路

の位置を次のとおり指定した。

平成17年11月11日

佐賀県知事 古川 康

指定 番号	指 定 位 置	指 定 年月日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
18	多久市南多久町大字下多久 2270番地32、2273番4及び 2276番3 多久市南多久町大字長尾3941 番3	平成17年 11月2日	6.00	50.61

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年11月11日

佐賀県知事 古川 康

指定 番号	指 定 位 置	指 定 年月日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
19	多久市南多久町大字長尾4302 番46	平成17年 11月2日	6.00～ 6.26	43.97

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十一月十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷